

新	旧
<p>I 学校運営編</p> <p>3. 登校の判断</p> <p><u>(4) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い</u></p> <p>ア 児童生徒がワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについては、「出席停止」とする。</p> <p>イ 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱いについては、「出席停止」とする。</p> <p>4. 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処</p> <p><u>(1) 感染者、濃厚接触者とその家族、（後半略）</u></p> <p>(2) 学校では、新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。</p> <p>指導例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの接種は強制ではないこと ・周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと ・身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること など <p>II 臨時休業編</p> <p>1. 児童生徒及び教職員の感染が疑われる症状がある場合</p> <p>ウ 出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等）を訴える教職員に対しては、本人の希望により本人で抗原定性検査を実施する。</p>	<p>I 学校運営編</p> <p>3. 登校の判断</p> <p><u>(4) 新設</u></p> <p>4. 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処</p> <p><u>・感染者、濃厚接触者とその家族、（後半略）</u></p> <p>(2) 新設</p> <p>II 臨時休業編</p> <p>1. 児童生徒及び教職員の感染が疑われる症状がある場合</p> <p>ウ 新設</p>

3. 感染者が出た場合

カ 感染者が感染可能期間（発症2日前）に登校していた場合は、保健所に代わり学校職員がPCR検査を代行する。（学校PCRの実施）

次の場合学校PCRの対象となる。

- (1) 陽性者が学校関係者の場合
- (2) 当該陽性者が感染可能期間に登校しており接触者がいた場合
- (3) 接触者に対し、保健所からの調査等がされていない場合

※なお、個人情報扱うため、検査実施には保護者の同意を得ること。

○濃厚接触者の定義

- ① 陽性者と手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）
- ② 必要な感染予防策（マスク）なし
- ③ 陽性者と15分以上の接触があった者
- ④ 陽性者と換気の悪い狭い空間：（窓を閉め切った車内、等）においては、お互いにマスクをしていても濃厚接触者に該当。

接触者の定義

濃厚接触者には該当しないが、感染可能期間に接触のあった児童・生徒及び職員（同学級、部活動、登下校、土日で一緒に遊んだ者、塾や習い事で一緒の者等）。学校の関係者に限り、家族・親戚や他校の児童生徒は含まない。

3. 感染者が出た場合

カ 新設